

プロジェクト研究協力者の取扱いについて

研究戦略機構長裁定
令和 7 年 5 月 2 日

静岡大学プロジェクト研究所規則第 7 条第 2 項のプロジェクト研究協力者については、下記のとおり取り扱うものとする。

- 1 プロジェクト研究協力者（以下「研究協力者」という。）となることができる者は、プロジェクト研究所長（以下「研究所長」という。）がプロジェクト研究所の運営上特に必要があると認めた場合において、高度な専門性と知識、能力を有している者で、研究所長が主担当とする部局長の了承を得た場合に限る。
- 2 研究協力者の受け入れ期間はプロジェクト研究所設置期間内とし、無給とする。
- 3 研究協力者は、その活動にあたり、当該研究所長等の指示に従うとともに、本学の諸規則を遵守し、本学の信用を傷つけ又は不名誉となる行動をとらないようにしなければならない。
- 4 研究協力者は、故意又は重大な過失により、本学及び学外活動場所の施設又は設備等を破損又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 本学は研究協力者が活動期間中に生じた事故等により受けた傷害又は損害について、本学の責に帰す理由がある場合を除きその責を負わない。
- 6 研究所長は研究協力者を受け入れる前までに、必要に応じて傷害保険及び損害賠償保険に加入させて業務を行なわせるものとする。
- 7 その他研究協力者の受け入れ等については、研究所長が主担当とする部局長等の了承を得たうえで責任をもって対応すること。